

I. 令和4年度施政方針に掲げた施策の成果の総括

昨今猛威を振るっておりました新型コロナウイルス感染症の分類が2類から5類へと移行されたことに伴い、コロナ禍以前の日常を取り戻しつつあります。しかし、未だにコロナ感染症の終息にはほど遠く、ウィズコロナ時代に即した対策が今後も重要となるものと考えます。

そのような中、令和4年度は、感染症予防対策や地域経済の回復に向けた分野の施策に最優先課題として真に必要な事業を実施することに努め、そして「ひとが輝く夢と希望に満ちた魅力あるシマ」の実現に取り組んで参りました。

また、瀬戸内町長期振興計画に掲げた分野別の各計画における事業を推進するため、「海洋のまち“せとうち”未来プロジェクト」の体制構築を図り、本町の未来を起点としたランドデザインの骨子案作成を行いました。

以下、施政方針に掲げた基本施策とともに、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した施策について、ご説明いたします。

1. 保健・福祉・医療

(1) 多様な人々への支援について

高齢者や障害者、生活困窮者、子育て世帯等において、多様化・複合化する生活上の困り事や地域課題の解決を図り、誰もが生きがいを持ってつながり合える「地域共生社会」の実現に向けて、関係機関とも連携しチームせとうち“我が事・丸ごと”支え愛事業を深化・発展させた形で「重層的支援体制整備事業」への移行準備を進めて参りました。

また、特に深刻な問題となりうる住宅確保については、要配慮者が抱える様々な課題を解決、安定した居住を実現するため、県や不動産関係業者、居住支援団体等との連携を図りながら、令和5年度には既に組織化されている「住まい部会」をもとに「居住支援協議会」を設立することになりました。

(2) 医療・介護・福祉の連携による対象者への支援について

認知症の方を含め、高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けられるよう、医療・介護・福祉の連携による「地域包括ケアシステム」の構築に取り組み、地域で気づき、つなぎ、支え合う、生活支援体制の整備を行いました。また、老人クラブやシルバー人材センター等の各種団体とも連携し、高齢者の社会参加の促進と充実を図って参りました。

(3) 出産・子育て支援の充実について

安全で安心して妊娠・出産ができる環境整備に向けて、不妊治療や妊婦検診にかかる交通費等の助成を実施して参りました。また、産前・産後にかかる母子保健事業の充実を図るとともに、妊娠期から子育て期に至る切れ目ない子育て支援について、オンラインによる情報提供など「子育て世代包括支援センター」の支援体制を実施して参りました。

また、出産・子育て支援策として引き続き、保育所等の利用料無償化、地域型保

育所や放課後児童クラブ等への補助、子ども医療費・ひとり親医療費助成、児童手当・出産祝金・小学校入学祝金・古仁屋高校入学祝金等の支給を実施し、産み育てやすい環境づくりに努めました。

(4) 救急出動体制・医療の地域格差の是正について

与路島、請島、加計呂麻島及び、本島側西方地区においての、救急出動体制については、事案状況に応じて奄美ドクターヘリと連携し、救急患者搬送艇「おおとり」及び高規格救急自動車により、複雑多様化する救急業務に迅速かつ的確に対応しました。また、「おおとり」については、代理船長を1名増員することによりさらに、初動体制を充実させ、担当する職員の負担軽減を図りました。

地域間医療の格差の是正に向けては、ICTを活用した遠隔診療を実施することにより、安心して生活できる地域づくりに努めました。

(5) 健康づくり活動の推進について

新型コロナウイルス感染症予防に留意しながら、健康寿命の延伸と生活の質向上を図るため、各種検診の受診率を高める施策を実施するとともに、糖尿病重症化予防対策等の保健事業を実施し、一人ひとりが健康を意識し、生活改善に努め、地域ぐるみで支え合える健康なまちづくりを推進して参りました。また、後期高齢者についても、健康課題を分析した上で、フレイル対策や疾病予防・重症化予防の取組を推進して参りました。

2. 教育・文化

(1) 次世代に向けた教育環境の整備について

教育行政につきましては、「瀬戸内町教育振興基本計画」に掲げる方針に基づき、各種施策の推進に努めて参りました。

ICT機器を活用した教育については、児童生徒に一人一台整備された学習タブレットの効率的な活用に向けて、ICT支援員2名体制を継続し、個別最適化された授業の実現に取り組んだほか、オンライン学習を積極的に推進し、家庭学習の充実に努めました。また、指導主事2名体制のもと、学習意欲を引き出し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けて教職員の資質向上に努め、学力向上に取り組みました。

学校における外国語教育の充実に努めるため、英語指導助手（ALT）を2名体制とし、英語教育環境の充実に取り組み、英語ショートスピーチ大会やイングリッシュ・デイ・キャンプを実施し、国際理解教育の推進に努めました。

学校運営については、開かれた学校づくりに向けて、育てたい子ども像や目指すべき教育ビジョンを保護者や地域と共有し、社会教育活動との連携を図り、目標の実現に向けて協働する学校（コミュニティ・スクール）づくりに向けて、古仁屋中学校区学校運営協議会を設置しました。

(2) 教育環境の整備充実について

学校施設の整備については、「学校施設等長寿命化計画」に基づき年次的に進めており、安全・安心な学びの環境整備に向けて、屋内運動場の改修設計や教員住宅の整備に向けた解体工事のほか、特別教室へのエアコン設置、遊具の修繕等に取り組みました。

新学校給食センターを昨年9月に供用開始し、衛生管理基準や衛生管理マニュアルに基づき、機能的・効率的な運営に努めました。

幼児教育については、時代のニーズを的確にとらえた教育や郷土文化の継承活動、運動能力の向上に取り組んだほか、信愛幼稚園を公立移管し、「ひかり幼稚園」の円滑な開園に向けて必要な整備を行いました。

また、安全・安心な子どもの居場所づくりに向けて、職員の確保を図り「預かり保育」を実施するとともに、地域の方々の協力を得て、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組の充実を図り、古仁屋、阿木名、嘉鉄、諸鈍地区で「放課後子ども教室」を実施しました。

児童生徒数の減少対策や学校存続に向けて、加計呂麻留学制度や与路地区への「海の子留学」里親制度の充実・存続に取り組んだほか、加計呂麻地区の児童生徒の通学の便益と安全を図るためスクールバスを運行し、集合学習や体験学習及びクラブ活動等の臨時運行としても活用し、学校教育の円滑な推進に努めました。

(3) 古仁屋高等学校の振興対策について

地元中学校からの進学率が50%を切っていることから、進学率向上に向け、古仁屋高等学校や関係機関と連携しながら取り組んで参りました。

また、地域みらい留学生の受入や、地域の企業を通じた体験学習「総合的な探求の時間」を活用した生徒自ら古仁屋高等学校の魅力を発信する授業の実施など、古仁屋高等学校及び高校コーディネーターと連携体制を構築しながら進めて参りました。

更に、学生のスポーツ・文化活動・修学旅行・地域活動に対して、積極的な助成を実施するとともに、新たな取り組みとして、国公立大学及び難関私立大学へ進学する生徒に対しての「給付型奨学金制度」を導入し、日本・世界で活躍できる人材の育成を図って参りました。

(4) さまざまな分野において学習できる環境づくりについて

郷土教育の推進については、子どもたちが郷土の歴史や伝統文化に触れ、地域の高齢者との世代間交流を通し継承活動にもつながる「子ども島口・伝統芸能大会」の開催や、世界自然遺産登録を機に改訂され実施される「子ども検定」、子どもの視点で、まちのあり方を考え提言する「子どもサミット」等の開催を通じ、生まれ育ったふるさとに誇りを持って郷土の魅力を世界に発信し、未来の創り手となる子どもたちの育成に努めました。

また、主体的に学ぶ力、対話を通しての社会的能力、思考力、判断力を育成するため、演劇やミュージカル等の総合芸術を体験する事は大変有効なことから、「総合芸術教室」を開講し、演劇公演を開催しました。

地域と学校が育てたい子ども像を共有し、郷土を担う人づくりに向けて、「青少

年団体歩こう会」や「稲作」体験等を通じ、地域住民や団体等が連携・協働して取り組む「地域学校協働活動」の推進に努めました。

また、生涯にわたり自ら学び・考える人格を育成するため、ブックスタート事業やセカンドブック事業等を実施し、幼少期からの読書体験の場を創出するとともに、中高生や若者世代に向けた企画・展示等の情報発信に努め、切れ目のない読書活動と本に親しみやすい環境づくりに努めました。

埋蔵文化財については、これまでの調査結果をもとに近代遺跡（戦跡遺跡等）の具申書を作成して文化庁へ提出。国の文化審議会を経て、令和5年3月20日に「奄美大島要塞跡」が国史跡指定となりました。また、資料や成果を活用してシンポジウムを開催。WEB発信も実施し、町内外の多くの方にご参加いただきました。なお、近代遺跡のパンフレット及びマップを作成し、町民や関係者へ配布を行うことで、遺跡の周知に努めました。調査成果を活用した遺跡巡りでは、加計呂麻地区と西方地区の近代遺跡を案内し、町民への広報や観光資源としての活用にも努めました。

町民の体力向上や健康増進に向けて、子どもから高齢者まで「町民ひとり1スポーツ」を目標に、「プレ・ゴールデンエイジ」や「せとうち満天クラブ」等の事業の充実を図り、世代間交流やライフステージに応じたスポーツ活動を推進しました。

社会教育団体の更なる充実と活性化に向けて、現状や課題を把握し、組織運営に必要な知識・技術に関する支援や研修会等の実施のほか、地域（シマ）を興す人づくり、活力ある地域づくりのために、自ら主体的に取り組む指導者（生涯学習リーダー）の育成に努めました。

（5）清水運動公園の整備について

清水公園の整備については、瀬戸内町長期振興計画において、青少年の健全育成や町民が心身ともに健やかな生活を送ることができるよう、誰もが自分の健康状態や年齢、体力に合わせて気軽にスポーツを楽しめる環境づくりを進めることを重要施策のひとつに位置付けていることから、令和4年度は、「公園施設長寿命化計画」に基づき、快適で安全・安心してスポーツや文化に親しめる環境整備に向けて、清水体育館の外壁改修等の外部改修を行いました。

3. 生活環境

（1）危険家屋・空き家・空き地、住宅への取組の対策強化について

既存の公営住宅については、「瀬戸内町公営住宅等長寿命化計画」に基づいて「公営住宅ストック総合改善事業」により、古仁屋団地A棟・B棟の浄化槽改修工事及び外構改修工事を実施しました。

また、住宅リフォーム助成事業として、20件の事業に対して助成金を交付しました。

空き家利活用事業については、移住や観光需要の高まりに対する受入体制の強化及び、持続可能な集落形成の支援として、4集落の空き家改修に対し助成し、集

落の活性化に繋がりました。

また、老朽危険空家対策については、6件の除去事業に補助を行い、住民の生活環境の保全及び安全・安心なまちづくりの推進に努めました。

(2) 生活排水処理対策について

令和2年度に更新しました「循環型社会形成推進地域計画」に基づき、単独槽及び汲み取りの撤去補助や宅内配管補助を維持する事により合併処理浄化槽の普及促進を図りました。

老朽化した農業集落排水処理施設につきましては、破損や故障による補修・修繕の頻度が増加しているため、動力制御盤等の更新を行い、健全な施設の維持管理に努めました。

(3) 多機関連携による生活安全対策強化について

町内における廃止路線代替バスの運行については、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保、その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を瀬戸内町地域公共交通会議にて協議しました。

町営定期船「せとなみ」の代替船建造については、航路改善計画策定に向けた協議会を立ち上げ、代替船建造・航路収支の改善策を検討及び協議を重ね、航路改善計画書を作成し国へ提出を行いました。

水道事業については、令和2年度に策定しましたアセットマネジメント(資産管理)及び経営戦略に基づきまして、計画的な施設の統合整備や更新を実施して参りました。また、令和3年度に策定した水道事業ビジョンも考慮し、引続き安全で安心な水道水の安定供給と健全な経営に取り組みました。

交通安全対策については、古仁屋地区の劣化した河川沿いの転落防護柵の整備を行い、通学路や生活道路の事故防止対策として、道路区画線を施工しました。

防犯対策については、各地区の財源不足の要因となっている、防犯灯の設置費用の一部を21地区に助成し、防犯灯の維持費としまして年間電気料の4分の1を60地区に補助しました。

(4) 地域防災力の強化について

近年の大規模な自然災害から、町民の生命・財産を守るため、土砂災害危険対策として、県事業5箇所、町事業2箇所を実施しました。

治山については、俵久茂花原の仮設道路が完成し、於齊勢里は基礎部の洗堀防止を実施しました。俵久茂花原は令和5年度から本体工事を開始予定であります。また、於齊勢里は令和5年度休止し令和6年度から継続の予定であります。

防災行政無線戸別受信機整備については、災害発生時や地域における情報等を住民に対して迅速かつ確実に伝達するため、地域コミュニティ無線を利用した戸別受信機を与路島・請島・加計呂麻島・山郷地区・東方地区・西方地区の各世帯や事業所等に整備しました。また、救急事案発生時に迅速な救命措置を行うことを目的に、特に遠方で消防団員が常駐する町内8地区にAEDを設置しました。

(5) 世界自然遺産登録後における普及・啓発活動の実施について

世界自然遺産の地としての保全・管理並びに普及啓発の拠点として環境省が整備した「奄美大島世界遺産センター」の運営体制及び管理運営については、国や県及び関係市町村、団体と連携・協力して進めました。

自然環境及び生態系の保全対策として、ノヤギの食害による海岸線の崩落や土砂流出などの被害が発生しているため、捕獲を行い自然環境の保全に努めました。

また、アマミノクロウサギをはじめ、希少な動物等を捕食する野ネコの発生源対策及び生息域を減少させる目的で、飼い猫の不妊手術費助成、野良ネコのTNR事業、一時収容事業を実施しました。

サンゴ礁保全対策として、サンゴ重点保護海域を設定し、年間を通してオニヒトデやシロレイシガイの駆除を実施するとともに、定期的なサンゴ礁モニタリングによるサンゴ割合の変動等の調査・監視を実施し、サンゴ礁保全に務めました。

(6) 地球温暖化対策について

再生可能エネルギーの導入については、2050年脱炭素社会の実現に貢献するため、国が示す「地域脱炭素ロードマップ」に基づき、本町に根差した再生可能エネルギーの導入を検討するため再エネ導入計画の策定を行いました。また、具体的な施策として各集落へのソーラーLED灯の設置を行いました。

平成30年度に策定した「瀬戸内町地球温暖化対策実行計画」における取組の実施状況を確認・検証し、国の地球温暖化対策実行計画との整合性を図りながら、温室効果ガスの排出量削減に努め、海洋資源の再生とブルーカーボンの促進、再生可能エネルギーへの転換を推進して参りました。また、本町における当計画の改訂版を策定しました。

更に、3R運動を推進し、町内におけるごみの減量化・再資源化に努めました。

(7) グランドデザインの策定について

令和4年度は、町の現状を把握するために、各種データを収集・分析し、今後策定するグランドデザインと各種行政計画の整合性、一体性を図るために、瀬戸内町におけるすべての行政計画を整理し、併せて、行政の効率化を図るため、再編・統合の必要性と可能性も検討すると共に、アンケートやワークショップ等を通じて、町民が考える地域の課題や将来に対する調査を行いました。そして、これらの調査結果を踏まえグランドデザインの骨子案を策定しました。令和5年度には、骨子案をたたき台とした町民の議論を経て、瀬戸内町グランドデザインの策定を進めていくこととしています。

4. 産業

(1) 新たな産業の誘致・起業支援について

企業誘致については、瀬戸内町進出企業支援補助金として、令和4年度に2事業所に対して交付を行いました。当事業所は、「すこやか福祉センターHUB」で自社の仕事や会議等を行いながら、当補助金を町内店舗で活用しており、企業進出に向

け取り組んでいます。また、企業立地及び起業家への支援を通して、町内の事業所が事業を新設または拡大できるよう、起業への相談に対応するとともに、更に有用性の高い補助金制度となるよう改正を検討して参りました。

ドローンの活用については、デジタル田園都市国家構想推進交付金を活用し、ドローン物流の実証事業を行うとともに、中高生向けにドローン教室による人材育成の取組も行って参りました。また、物流や気象等に携わる事業所との連携も図られました。

仕事環境の整備については、引き続き coworking space「すこやか福祉センターHUB」を中心に推進して参りました。町内にも民間において3件のワーケーション施設が整備され、都市圏の企業が本町でも仕事が行える環境が増えたことにより、町内での経済好循環が更に促進されました。

廃校活用については、旧西古見小中学校をオートキャンプ場に、旧久慈小中学校を農泊事業に供する施設となるようそれぞれ国の補助金も活用しながら取り組んで参りました。地域経済の活性化と文化伝統を担う人材の確保に向け、地域独自の自然景観・文化、農林水産物や水産加工品等、様々な地域資源を十分に活かした取組を行うことで、持続可能な地域づくりが推進されました。

(2) 農林水産業の振興について

持続可能で稼げる農業を目指すため、「担い手の育成・確保」「各品目の収量・品質の向上と安定化」「共販・個販の強化による農業収益の向上」「生産基盤の拡大」を重点施策とし、生産者と関係機関が一体となり取り組みました。

農業担い手の確保・育成は極めて重要な施策と位置づけ、町内在住者や出身者等へ対する「瀬戸内町営農支援センター研修制度」及び「瀬戸内町ふるさとUターン就農支援資金」のパンフレットを配布し、就農希望者の掘り起こしに取り組んで参りました。また、町営農支援センターの農業研修制度を2人が活用し、次世代の優れた中心経営体の確保へ向け取り組みました。

農業の生産性を高め、稼ぐ農業を展開するため、各種補助事業の導入による人材育成と栽培技術の向上を図るとともに、営農施設や農業機械の導入支援と併せスマート農業の推進について、情報の共有や実演研修へ参加いたしました。また、農家の安定生産を推進するため特殊病害虫対策及び鳥獣被害防止対策に努めました。

きび酢村構想の早期実現に向けた取組としては、栽培農家の高齢化や労働力不足による生産量の減少が課題であるため、栽培管理や収穫労力の軽減に対応した省力化機械の視察・検討を行いました。

林業については、森林の整備とともに、特用林産物の振興及び木材利用の普及に努めました。

漁業については、新規就業者の確保・定着を図るため漁船・漁具等のリース経費に対する新規就業者の申請者がいなかったため実施されませんでした。

また、漁業再生に向けた藻場（ブルーカーボン）造成については、生育不良の主な要因として水産生物等による食害の可能性が高いことが究明されたため、今後は仕切り網を設置している白浜地区を核藻場として藻場の供給源となるよう保

全・拡大に努めていきます。もうひとつのブルーカーボンであるマングローブは、小名瀬地区において、300本の苗を集落の方や地元小中学生、漁業関係者で植栽作業を実施しました。

瀬戸内漁業協同組合に対しては、奄美群島から沖縄本島まで出荷する際の輸送費の一部補助や、流通条件の不利性が軽減され県本土産地と同一条件の環境整備をするための輸送コスト支援、更に貸付金の利子補給、漁業用燃油の購入費の一部助成等を実施し、生産基盤の強化や、販売促進活動などの向上に繋がりました。

畜産については、収益性向上に必要な飼料収穫・調整用機械の導入を支援しました。また、飼養頭数の維持・拡大に向けて、国の増頭奨励金や県の家畜導入事業等を活用しました。

(3) 商店街の活性化について

商工会によるプレミアム商品券発行事業を3回実施し、発行総額129,384,000円、町内での消費喚起を図りました。

また、せとうち海の駅の活性化に向け、地域活性化企業人制度を活用し、方策を検討しました。

消費者対策につきましては、多様化する特殊詐欺や悪徳商法に対し、大島消費生活相談所との連携を密に行うとともに、広報誌及びSNS等による啓発活動に努めました。また、諸鈍中学校においてせとうち出前講座を実施し、消費者教育の推進を図りました。

活気ある商店街の推進を図るため、商工祭り等への支援・協力を図りました。町内商工業者の育成振興や経営の安定を目的とした商工業制度資金利子補給事業を実施し、4事業所へ設備投資や運転資金を支援しました。

(4) 観光をあらゆる産業へ波及させるための仕組みづくりについて

世界自然遺産登録を契機とした観光客の増加に対応するため、国や県、関係市町村、団体と連携し、適正な保全・管理を図りながら世界自然遺産登録地にふさわしい、持続可能な観光地づくりを推進しました。また、地域に残る豊かな自然、固有種や希少種、個性的な伝統文化、歴史や史跡、食文化等を守り、活かしながら、奄美せとうち観光協会、瀬戸内町島案内人協会、観光ガイド等と連携・協力して、自然体験などが出来る「体験型・滞在型観光メニュー」の開発や受入体制の整備、充実に向けて取り組みました。

コロナ禍により2年連続で中止となっております町内主要観光イベントである「奄美シーカヤックマラソン IN 加計呂麻大会」「瀬戸内町みなと祭り」「加計呂麻島ハーフマラソン」等については、社会情勢等を踏まえ、感染症予防対策の徹底を図りながら、より魅力的なイベントとなるよう創意工夫を行い、PR活動・情報発信等に取り組んで参りましたが、町内のコロナ感染状況により、「瀬戸内町みなと祭り」は中止となり、「加計呂麻島ハーフマラソン」のみ実施しました。特に、「奄美シーカヤックマラソン IN 加計呂麻大会」につきましては、記念すべき30回目を迎え、より一層の充実を図り発展へ繋がるよう取り組んで参りましたが、台風による悪天候により残念ながら中止の判断となりました。

(5) 持続可能な世界基準の観光地づくりについて

観光客の受入体制の充実については、奄美せとうち観光協会との連携した取組を継続実施、また広域連携につきましても、奄美群島観光物産協会及びあまみ大島観光物産連盟と、インバウンド向けに多言語での情報発信に取り組みました。

観光施設等の充実については、令和3年度に導入した電動アシスト付自転車「E-Bike」を本島・加計呂麻島・請島・与路島にそれぞれ配置し、町内の風光明媚な自然や景勝地を周遊することや、貴重な歴史・文化を学び体験することの出来る環境にやさしい新たな旅行ツールとして位置づけ、「観光型レンタサイクル」を推進しました。

また、加計呂麻島展示・体験交流館を拠点に、国内外へ加計呂麻島の魅力を発信し持続可能な観光地づくりを目指し、管理運営を行いました。

観光施設整備事業については、トイレ・シャワー施設等の新設・改修等の整備を進め、令和4年度は清水地区の施設を新設しました。

更に、コロナウイルスの収束、世界自然遺産登録後の国内外の観光客の増加を見据え、観光客の受け入れや分散化、サンゴ礁の保全等を目的に持続可能な自然環境形成事業（ダイビングスポット整備事業）を実施しました。

5. 地域自治・地域連携

(1) 相談できる環境づくりについて

多様化・複合化する生活上の困り事や地域課題に対し、断らない相談支援を心がけ、関係機関とも連携し解決にあたる「我が事・丸ごと」支え愛事業を推進して参りました。また、安心して生活できる地域づくりを目指し、役場の窓口業務の一部を担う島の保健室出張相談所を引き続き開設いたしました。

(2) 集落の活性化について

集落活性化に対する取組として、住民参加型の地域提案型事業補助金を20事業に交付決定し、地域課題解決のための事業として実施するとともに、役場内においては、1集落に地区コミュニティ担当職員を2名以上選任し、集落との連携強化を図りました。

(3) 集落における消防機能の強化

地域の安全・安心の重要な担い手である消防団の新入団員募集活動については、のぼり旗の設置や、SNS、広報紙、ホームページによる広報を実施しました。また、消防団員の処遇改善のため、年額報酬及び、出勤報酬の見直しを行いました。

資機材等の整備については、経年劣化し、塩害による腐食の著しい嘉徳集落配備の小型動力ポンプを更新し、災害時の消防力強化を図りました。

火災予防啓発活動については、低年齢層を対象とした防火教室や、小学校避難訓練へ参加し、防火意識の向上を図りました。また、瀬戸内消防分署主催の救急講習会へ講師として参加し、バイスタンダー（救急現場に居合わせた人）として応急手

当をしてくださる方の育成を図りました。

(4) 共存共栄のまちづくりについて

自衛隊との連携については、町防災訓練を通じて、あらゆる自然災害等に対処できるよう、防災関係機関が相互に緊密な連携を図りながら、災害時における防災体制の更なる確立に努めました。また、自衛隊市中パレードなど各種のイベントを実施し、自衛隊と住民が身近に触れ合えるよう積極的に支援しました。

(5) グローバルな連携の構築について

各郷友会との連携については、新型コロナウイルス感染症の影響により各郷友会の総会等が開催されない中においても、本町出身者等との繋がりを肝要とし、幅広い政策で全国の郷友会、瀬戸内町をこよなく愛する方々と心を一つに「チームせとうち」としての連携強化を推進し、Uターン支援制度説明、ふるさと納税協力依頼及び立浪部屋の合宿受け入れ等に努めました。

各種団体等との包括連携協定については、東京メトロポリタンテレビジョン株式会社及び株式会社 LOCAL2 と SDGs の実現や循環型社会の実現に向けた包括連携協定書が締結されました。また、本協定をもとに、東京MXによる瀬戸内町のPR番組の制作やデジタル人材を育成するためのワークショップが開催されました。

また、ふるさと納税については、世界自然遺産登録地としての注目度が上がる中、新たな返礼品として「体験型観光メニュー」の開発等に、奄美せとうち地域公社と連携して取り組みました。

企業版ふるさと納税については、本町が実施する「瀬戸内町まち・ひと・しごと創生推進計画」を応援するためにいただいたご寄附であり、令和4年度は7件2,215万円でありました。この寄附は、本町が抱える諸問題に対応するため、持続可能な地域づくりに向けた戦略拠点を形成するための事業や脱炭素社会実現に向けた事業へ活用させていただきました。

また、SDGs 社会の実現に向けた意識醸成のための取組として、低炭素社会の実現へ向け、豊かな海洋資源を活用したブルーエコノミーや、カーボンニュートラルの各種シンポジウムやセミナー等を官民連携で開催しました。

6. 男女共同参画（ジェンダー平等）

(1) 固定的な役割分担意識の解消について

固定的な性別役割分担意識に基づく社会構造を背景にした制度・慣習・しきたりの見直しに向け、より一層、男女共同参画に関する情報提供等の広報・啓発に努めました。また、あらゆる場における男女共同参画意識の涵養を図るため、人権・男女平等に関する教育・学習の充実に取り組みました。

(2) DV（ドメスティック・バイオレンス）対策について

相談・支援体制の充実を図るとともに、関係機関・団体による連携を強化し、被害者に寄り添った切れ目のない支援に取り組みました。

(3) 女性活躍社会の実現について

政策・方針決定過程への女性の参画は、活力ある社会を築いていくことや多様な視点による新たな発想を取り入れていく上でも重要であることから、事業所、関係機関・団体に対しても女性の参画拡大の推進を積極的に働きかけ、意識改革を図って参ります。また、多様な分野における女性の人材の掘り起こしや、人材育成に取り組ましました。

行政分野における女性の参画拡大については、「女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」に基づき、採用・配置・育成・教育訓練及び登用等における課題に向けた取り組みとして、女性職員の働きやすい環境づくりやスキルアップのための女性職員研修の実施、更に、課長補佐・係長の各役職段階における女性職員増加に向け、他団体等への女性職員の出向機会の積極的な確保及び管理職に必要なマネジメント能力の付与のための研修実施により女性職員のキャリア形成の支援に努めました。

(4) 男女が共に仕事と家庭の調和がとれる生活の実現について

男女がともに個人としての能力が発揮でき、仕事と生活の調和が図れる就業環境の整備に向けて、事業所における男女の均等な雇用機会の創出や、関連する法令・制度の周知・啓発に努めました。

町役場においては、出生サポート休暇を創設し、出産・子育て支援の充実を図りました。

また、職員の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図る取組として、長時間労働の改善、育児休業・介護休業、年次有給休暇取得を推進し、男性職員の育児休業取得に努めました。

更に、育児休業に係る部分休業及び育児短時間勤務職員制度等の普及を図り、出産後の職場復帰を支援しました。

7. 行財政

(1) 職員の意識改革，事務量の見直し，組織再編について

「瀬戸内町職員人材育成基本方針」に基づき「目指すべき職員像」を具現化するための人材育成方法として、職員の能力を高めるための自己啓発、職場内研修及び職場外研修の3つを柱とする「職員研修」、職員自身の自己啓発や職務を通じて学ぶ姿勢と、それを評価・支援し、組織的なサポートにより人を育てる「職場環境整備」、職員のやる気を高め、その能力を最大限に引き出すために人事評価結果の活用による「人事管理」、これら3つの方策により、人材育成に努めました。

また、町民から寄せられた意見や提言など「町民の声」の要旨とそれに対する回答をホームページで公表することにより、町民の皆様と情報を共有し、信頼される町政の実現に努めました。

多様化・複雑化する住民のニーズ、自然災害や新型コロナ対策等、新たな行政課題が山積している中ではありますが、デジタルを活用した課題解決を目指し、「瀬

戸内町デジタル未来宣言」発出、「瀬戸内町DXフェロー」委嘱、「瀬戸内町DX推進計画」策定、「瀬戸内町デジタル変革条例」を制定し、今後のBPR等による課題抽出も含め、組織や業務のやり方等の抜本的な見直しを行うためのDX推進に向けた足固めを行いました。

(2) 情報発信の強化について

情報発信の強化につきましては、町広報紙の内容の充実に努め、各課局における行政情報の掘り起こしをおこない、町ホームページをはじめ、フェイスブックやツイッター、ラインなど町公式SNSを有効に活用し積極的に行政情報の発信を行いました。

また、コミュニティ放送局「せとうちラジオ放送」と連携し、役場からのお知らせ、防災情報等の情報発信の強化に努めました。

(3) 行政サービスにおける住民負担の軽減について

加計呂麻島ターミナル施設は、多くの地域住民や船舶利用者等の快適性と利便性の向上を図り、加えて、観光交流、物流、行政機能を備え『加計呂麻島の地域振興に寄与する新たな戦略拠点』として計画しております。令和4年度はターミナル施設本体の実施設設計並びにターミナル周辺における駐車場の設計等を完了したところであります。

今後については、ターミナル周辺における駐車場整備の完了後、本体工事を着手することとし、令和6年夏頃の完成を目指して取り組んで参ります。

特定離島ふるさとおこし推進事業については13事業を実施し、産業振興・生活基盤の整備など住民生活に密着した事業に取り組み、加計呂麻・請・与路島の振興及び住民生活の改善を図りました。

また、加計呂麻島に居住している町民の皆様には、引き続きフェリーかけろまの運賃割引を実施しました。

(4) 各種計画に基づいた公共施設の整備について

地域住民や観光客が安全に安心して利用できる道路空間を確保するため、道路の整備については、県事業として、県道名瀬瀬戸内線、曾津高崎線及び安脚場実久線の改良工事を実施し、町事業として、町道薩川実久線、秋徳佐知克線、西黒間原線の道路改良事業を実施しました。

道路斜面崩壊対策としては、町道俵嘉入線、諸鈍徳浜線の災害防除を実施しました。

道路施設の老朽化対策としては、町道の橋梁修繕を実施しました。

また、安脚場地区、実久地区、須子茂地区、俵地区においては、特定離島ふるさとおこし推進事業を活用し、集落内の環境保全対策及び道路整備を実施しました。

林道の整備については、林道勝浦東線及び林道節子線の舗装事業が完了しました。また、林道古志線及び林道西阿室嘉入線の舗装工事を引き続き行って参ります。

港湾の整備については、加計呂麻島内における社会資本整備に必要な建設資材

等の安定供給を確保するため、俵地区において建設資材専用岸壁の整備に取り組み、また、請阿室地区においては、特定離島ふるさとおこし推進事業を活用し、荷さばき箇所の舗装を行い施設の安全性と利用者の利便性向上を図りました。

漁港の整備については、漁港施設機能保全計画に基づき、西古見漁港、久慈漁港の施設修繕を行いました。また、花天地区の漁港施設については、荒天時、波浪の影響等に対する施設の機能強化を図るための基本設計に取り組み検討を行っているところであります。今後も、定期的に施設の点検等を実施し、維持管理の充実を図りながら円滑な施設利用促進に努めてまいります。

県が管理している港湾・漁港については、施設の延命化及び地震・波浪等に対する施設の機能強化や海岸堤防等の老朽化対策を実施しております。今後も、県管理の港湾漁港施設については、鹿児島県、関係機関と連携を図りながら、整備促進に努めて参ります。

(5) 既存の財源の増加対策と新たな財源の確保について

自主財源の基幹となる町税収入の確保のため、町広報紙・町ホームページ・町公式ライン・広報車等での情報発信及び各関係機関とも連携し滞納整理に取り組んだ結果、町税の徴収率は令和3年度94.62%から0.45ポイント増で95.07%となり、町税収入の確保に繋がりました。合わせて、「コンビニ収納」の普及とQRコードを活用した電子納付の推進についても取り組んで参りました。

財産収入の確保対策として、町有地の有効活用と売却を推進して参りました。

財源の確保については、大型の事業に関し、補助金や交付金を充てることができましたが、突発的事案に関しては、特定財源の確保ができず、一般財源にて対応せざるをえない事態もありました。地方債については、過疎債・辺地債を主に計画的な運用を行いました。今後は、使途において自由度の高い「ふるさと納税」のさらなる拡充を図り、住民ニーズに即時対応のできる財源確保を目指します。

(6) 地方創生と財政健全化をバランスよく推進できる持続可能な行財政運営について

地方創生の推進について、令和6年度までを計画期間とする「第2期瀬戸内町まち・ひと・しごと創生総合戦略」で掲げる各種事業の評価・検証を実施し、町ホームページで公開しました。

令和4年度の財政運営については、経常経費の増嵩が顕著となりました。物価高騰を起因とした人件費や物件費など、通常の運営に伴う経常的な経費が増えました。今後の世界的な背景を見ても、さらなる増加が見込まれています。令和4年度は、「コロナ禍」「ウィズコロナ」という特殊な状況と世界情勢を起因とする大きな変化の始まりの年度になったと考えます。